	旭川空港、帯広空港、秋田空港、山口宇部空港、女満別空港、青森空港、庄内空港、富山空港、神戸空港、鳥取空港、出雲空港、岡山空港又は佐賀空港を使用空港とする路線に係る航空機	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に五分の一を乗じた金額	
	その他の空港等（大阪国際空港、新千歳空港及び福岡空港を除く。）を使用空港等とする路線に係る航空機	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に六分の一を乗じた金額	
十　新千歳空港又は福岡空港に着陸する航空機のうち国内航空に従事するもの（使用料告示一㈣キ(a)ただし書に規定するもの及び十三の項に掲げるものを除く。）	成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、新千歳空港及び福岡空港以外の空港等を使用空港等とする路線に係る航空機	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額	平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間
	成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線に係る航空機	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に三分の一を乗じた金額	
十一　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法第四条第一項第六号に掲げる空港（新千歳空港及び福岡空港を除く。）に着陸する航空機のうち国内航空に従事するもの（使用料告示一㈣キ(a)ただし書に規定するもの及び十三の項に掲げるものを除く。）	成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港以外の空港等を使用空港等とする路線に係る航空機	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額	平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間
	成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線に係る航空機	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に三分の一を乗じた金額	

	旭川空港、帯広空港、秋田空港、山口宇部空港、女満別空港、青森空港、庄内空港、富山空港、神戸空港、鳥取空港、出雲空港、岡山空港又は佐賀空港を使用空港とする路線に係る航空機	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に五分の一を乗じた金額	
	その他の空港等（大阪国際空港、新千歳空港及び福岡空港を除く。）を使用空港等とする路線に係る航空機	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に六分の一を乗じた金額	
九　新千歳空港又は福岡空港に着陸する航空機のうち国内航空に従事するもの（使用料告示一㈣キ(a)ただし書に規定するもの及び十二の項に掲げるものを除く。）	成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、新千歳空港及び福岡空港以外の空港等を使用空港等とする路線に係る航空機	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間
	成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線に係る航空機	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に三分の一を乗じた金額	
十　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法第四条第一項第六号に掲げる空港（新千歳空港及び福岡空港を除く。）に着陸する航空機のうち国内航空に従事するもの（使用料告示一㈣キ(a)ただし書に規定するもの及び十二の項に掲げるものを除く。）	成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港以外の空港等を使用空港等とする路線に係る航空機	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間
	成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線に係る航空機	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に三分の一を乗じた金額	